

コミュニティ助成事業申請事務取扱要領

市川市市民部自治振興課

(趣旨)

第1条 この要領は、助成事業に係る申請事務及び事業補助金の申請事務の取扱いについて、実施要綱、留意事項及び交付規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施要綱 一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が各年度において定めるコミュニティ助成事業実施要綱をいう。
- (2) 留意事項 センターが各年度において定めるコミュニティ助成事業留意事項をいう。
- (3) 助成事業 センターが実施要綱及び留意事項に基づき実施するコミュニティ助成事業のうち市が助成対象団体となる一般コミュニティ助成事業（市民部自治振興課が所管するものに限る。）をいう。
- (4) 事業補助金 助成事業に基づき市が支出するコミュニティ助成事業補助金をいう。
- (5) 交付規則 市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号）をいう。

(事業実施主体)

第3条 実施要綱に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）として市が認めるコミュニティ組織は、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（市川市自治会連合協議会に加入しているものに限る。以下この項において「自治会」という。）又は複数の自治会により構成された団体とする。

(事業実施主体になることを希望する団体の申請)

第4条 各年度において事業実施主体になることを希望する団体は、当該年度

の前年度において市長が定める日までに、コミュニティ助成事業助成希望書（様式第1号）及び別表第1に掲げる書類を市長に提出しなければならない。（事業実施主体の決定等）

第5条 市長は、前条の助成希望書を提出した団体のうち、過去の事業補助金の交付に係る状況を踏まえ、本市のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができると認める団体を事業実施主体として決定するものとする。この場合において、2以上の団体を事業実施主体として決定したときは、当該各団体に優先順位を付するものとする。

（助成申請書の提出）

第6条 市長は、前条の規定により事業実施主体として決定した団体について、実施要綱に規定する助成申請書を作成し、千葉県知事を経由してセンター理事長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定により事業実施主体として決定した団体に対し、実施要綱に規定する助成申請書を作成する旨を通知するものとする。この場合において、当該団体に対し、当該申請書の提出に必要な書類の提出を求めることができる。

（助成の決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定によりセンター理事長に提出された助成申請書に係る助成について、センター理事長から千葉県知事を経由して決定の通知があったときは、速やかに、当該助成申請書に係る事業実施主体に対し、その旨を通知するものとする。

（事業補助金の交付の申請）

第8条 前条の通知を受けた事業実施主体が事業補助金の交付の申請をする場合における交付規則第3条第1項に規定する申請書は、コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第2号）とする。

2 前項の規定による申請は、事業補助金に係る市の当該年度の予算措置の手続が完了した後、速やかに行うものとする。

（事業補助金の交付の決定の通知）

第9条 交付規則第6条の規定による通知は、コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第10条 前条の規定による通知を受けた事業実施主体（以下「交付決定主体」という。）は、交付規則第8条の規定による承認を受けようとするときは、コミュニティ助成事業補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第4号）に当該変更等の内容に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、前条の規定による通知に係る助成事業（以下「事業補助金交付決定助成事業」という。）の実施前に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、実施要綱に規定する変更申請書を作成し、千葉県知事を経由してセンター理事長に提出するものとする。

4 市長は、センター理事長から第1項の規定による申請に係る変更の承認の可否の通知があったときは、コミュニティ助成事業補助金申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第5号）により、当該申請に係る交付決定主体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付規則第13条の規定による報告は、コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に、別表第2に規定する書類を添えて、行うものとする。

2 前項の報告は、事業補助金交付決定助成事業の完了後、速やかに行わなければならない。

3 市長は、第1項の報告書の内容を審査し、適當と認めるときは、実施要綱に規定する実績報告書を作成し、千葉県知事を経由して、センター理事長に提出するものとする。

（事業補助金の金額の確定）

第12条 交付規則第15条の規定による事業補助金の額の確定は、実施要綱の規定によるセンター理事長からの交付すべき助成金の額の確定の通知が

あった後に行う。

2 市長は、交付規則第15条の規定による事業補助金の額の確定をしたときは、その内容をコミュニティ助成事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、交付決定主体に通知するものとする。

（事業補助金の交付の請求）

第13条 交付規則第16条の規定による事業補助金の交付の請求は、コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第8号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第14条 交付規則第21条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、補助対象事業により取得した備品とする。

2 交付規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

（関係書類の整備）

第15条 事業補助金の交付を受けた交付決定主体は、実施した事業補助金交付決定助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を、事業補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならない。ただし、事業補助金交付決定助成事業により取得し、又は効用の増加した設備及びその従物がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならぬ。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、令和7年度以後に実施される助成事業及び同年度以後に交付される事業補助金について適用する。

附 則（平成7年〇月〇日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年〇月〇日（決裁のあった日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後のコミュニティ助成事業等申請事務取扱要領の規定は、令和8年度以後に実施される助成事業及び同年度以後に交付される事業補助金について適用する。

別表第1（第4条関係）

コミュニティ助成事業助成希望書（様式第1号）の添付書類

- 1 団体の規約の写し
- 2 団体の事業計画（当該助成希望書を提出する年度のものに限る。）の写し
- 3 団体の予算書（当該助成希望書を提出する年度のものに限る。）の写し
- 4 助成事業の見積書その他助成事業の事業金額の積算根拠となる書類の写し
- 5 助成事業の企画書その他助成事業の内容に関する資料
- 6 助成事業の内容が土地の上に設備を設置するものである場合にあっては、当該土地の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び公図（いずれも当該希望書の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

別表第2（第11条関係）

コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第6号）の添付書類

- 1 事業補助金により整備した設備等の領収書その他事業補助金により整備した設備等の明細が確認できる書類（事業補助金が交付された年度に整備したことが確認できるものに限る。）の写し
- 2 管理運営規程及び備品台帳の写し
- 3 事業補助金により整備した全ての設備等及び宝くじの社会貢献広報表示が鮮明・明瞭に確認することができるカラー写真
- 4 事業補助金により整備した設備等が掲載された「広報いちかわ」。ただし、センター理事長から市公式ウェブサイト掲載として採択・承認を受けた場合にあっては、当該ウェブサイトの両面カラーコピー
- 5 事業補助金により整備した設備等が土地に設置される場合にあっては、当該土地の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び公図（いずれも当該実績報告書の提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 6 事業補助金により整備した設備等が土地又は建物に設置される場合又は当該設備等の保管場所として建物を利用する場合で、当該土地又は建物を交付決定主体が所有していないときには、当該土地・建物に係る賃貸借契約書その他当該土地又は建物を使用することができる根拠となる書類

様式第1号（第4条様式）

年 月 日

市川市長

コミュニティ助成事業助成希望書

団体名

代表者氏名

住所

電話番号

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の事業実施主体になることを希望します。

1. 事業実施主体の説明

事業実施主体の説明

2. 助成申請額

事業費総額	助成申請額						
円							円

3. 助成申請事業の趣旨・目的

(事業を実施するにあたって、取り組むべき課題の重要性・緊急性及び実施に至る経緯（背景）等)

助成申請事業の趣旨・目的

4. 現状及び助成申請事業の期待できる効果

(現在の状況、整備した備品・設備をどのように使用するか等)

現状及び助成申請事業の期待できる効果

5. 過去のコミュニティ助成事業申請実績

年	内容：
年	内容：

様式第2号（第8条関係）

コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年　月　日

市川市長

団体名
代表者氏名
住所
電話番号

コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の目的

2 補助事業等の内容

3 補助事業等に要する経費の総額

円

4 事業資金の内訳

補助金

円

補助金以外の経費

円

合計

円

5 補助金交付申請額

円

様式第3号（第9条関係）

コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日
様

市川市長

年　　月　　日付で交付申請のあったコミュニティ助成事業補助金の交付について、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1 補助金交付決定額　　円

様式第4号（第10条関係）

コミュニティ助成事業補助金交付申請事項変更等承認申請書

年　　月　　日

市川市長

団体名

代表者氏名

住所

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定のあったコミュニティ助成事業補助金について、
下記のとおり変更等の承認を受けたいので、申請します。

記

1　変更等の内容

2　変更等の理由

様式第5号（第10条関係）

コミュニティ助成事業補助金申請事項変更等承認可否決定通知書

年　　月　　日

様

市川市長

年　　月　　日付けで申請のあったコミュニティ助成事業補助金に係る変更等の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認します。

2 承認しません。

(理由)

(教示)

様式第6号（第11条関係）

コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年　月　日

市川市長

団体名
代表者氏名
住所
電話番号

年　月　日付で交付決定のあったコミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の内容
- 2 事業の実施報告
- 3 事業の成果
- 4 事業費の支出状況
- 5 檢査日

様式第7号（第12条関係）

コミュニティ助成事業補助金額確定通知書

年　月　日

様

市川市長

年　月　日付で実績報告のあったコミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 交付確定額　円

様式第8号（第13条関係）

コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年　　月　　日

市川市長

団体名
代表者氏名
住所
電話番号

年　　月　　日付で額の確定のあったコミュニティ助成事業補助金について、
下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額　　円